

14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025)
優秀研究発表賞選奨規定

14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025) 実行委員会
令和 7 年 9 月 25 日制定

14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025) 実行委員会（以下、本委員会とする）における「Best Student Presentation Award」及び「Best Student Poster Award」（以下本賞）の選定は、本規定によって行う。

1. 電子情報通信学会（以下、本会と称する）定款第 4 条ホ号およびヘ号に基づく電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励のため、有為と認められる者の表彰または奨励を行う。
2. 本賞は「Best Student Presentation Award」及び「Best Student Poster Award」と称する。
3. 本賞の受賞候補者は、14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025)における発表論文の筆頭著者であって、講演またはポスター発表を行った者とする。受賞候補者の資格は、講演の時点で大学・高専・大学院などに学生として在籍する者とし、非会員も可とする。
4. 本賞の受賞候補者は、若干名とし、本委員会が別途定める。
5. 本賞の審査は、別途定めた一定の審査基準によって審査委員が行う。
6. 審査委員は本委員会委員、および本委員会委員長もしくは本委員会委員長から委任を受けた本委員会委員が指名する 14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025)参加者で構成される。審査委員は学会員に限定されない。また、審査委員は自身が発表論文著者または共著者である候補件の審査はしない。
7. 本賞の受賞者は審査委員の審査結果に基づき、14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025)参加の本委員会委員によって構成される選奨委員会の合議によって決定する。委員会の合議で決しない場合は委員長または委員長の委任を受けた本委員会委員の判断により決定する。
8. 選奨委員会は必ずしも本賞の受賞者を選定することを要しない。受賞者なしも可とする。
9. 本賞は賞状及び副賞とする。副賞は最大 5000 円相当とし、本委員会が定める。
10. 本賞の受賞者で本会未加入の者は、会員になることが望ましい。
11. 選奨委員会は、審査委員のコメントあるいは選奨委員会委員の多数の推薦に基づき賞金を伴わない特別表彰を行うことが出来る。

附則

本規定は 14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025)のホームページ上で公開する。本規定の改定は、14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025)実行委員会の承認を得るものとする。

本規定は 14th International Symposium on Molecular Electronics (ISOME2025)に適用する。